

令和 7 年 7 月 10 日
住 宅 政 策 本 部

令和 6 年能登半島地震被災者への住宅支援について

東京都では、令和 6 年能登半島地震の被災者の方々に対し、石川県からの要請に基づき、緊急一時避難施設として都営住宅を供与しています。

このたび、令和 7 年 1 2 月末までの供与期間終了後の住宅支援として、都営住宅に入居している避難者のうち、特に住宅の確保が困難な世帯に対して、下記のとおり都営住宅の専用枠を設定し、公募を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 募集戸数

9 戸（予定）

2 募集時期

7 月 1 4 日～7 月 3 1 日

3 主な申込資格

- ①申込日現在、東京都が提供する緊急一時避難施設に入居していること
- ②令和 6 年 1 月 1 日時点において居住していた住宅が地震により半壊以上の被害を受け、居住の継続が困難となった者であること（※）
- ③居住の安定について特別の配慮が必要であると認められる世帯に属する者であること

※地震により住宅が滅失した世帯に対しても、別途都営住宅を提供します。

問い合わせ先

住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課

電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 9 8 1

Eメール S1090202 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。